

平成26年4月銚子市教育委員会臨時会会議録

1 日 時

平成26年4月1日(火)

午前10時00分 開 会 午前10時15分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階 庁議室

3 出席委員

委員長 鈴木 猛 志

委 員 八角 憲 男

委 員 石川 善 昭

4 欠席委員

委 員 松尾 順 子

5 出席職員

教育部長 青柳 清一 教育総務課長 宮内 伸光

学校教育課長 永綱 英行 銚子高等学校事務長 大塚 明

学校教育課指導室長 梅澤 幹直 学校教育課管理主事 秀谷 則雄

教育総務課指導主事 平山 公治

6 議題等

議案第12号 銚子市教育委員会教育長の任命について

議案第13号 代決処分の承認を求めることについて(職員の任免)

議案第14号 代決処分の承認を求めることについて(平成25年度末県費負担
たる校長及び教頭の任免に係る内申)

議案第15号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市立高等学校授業料
減免規則の一部改正)

7 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午前10時00分

ただいまから、平成26年4月銚子市教育委員会臨時会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員ですが、今回は出席委員が3名で、人事案件がございますので、私、

委員長の鈴木と、八角委員でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。よって会議録署名委員は私、鈴木と八角委員と決定いたしました。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午前10時30分までといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって会議時間は午前10時30分までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第12号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

議案第12号「銚子市教育委員会教育長の任命について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、自己の一身上に関することについては議事に参加できないため、石川委員には退席をお願いします。

《石川委員退室》

【委員長】

人事案件となりますので、秘密会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

では、関係職員以外は退席をお願いします。

《職員退室》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

《石川委員及び職員再入室》

【委員長】

引き続き会議を再開します。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、石川委員を本日付けで教育長に任命することに決定いたしました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。議案の追加提案がありますので、日程の追加についてお諮りします。

議案第13号から第15号が追加議案として上程されましたので、日程第4として議案第13号と第14号を一括議題とし、日程第5として議案第15号を本日の教育委員会に追加し、議案審議を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

では、そのように決定をさせていただきます。

【委員長】

それでは、日程第4 議案第13号と第14号は関連がありますので、一括議題といたしますが、この2議案も人事案件となりますので、秘密会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号と第14号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

【委員長】

続きまして 日程第3 議案第15号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第15号、銚子市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則制定についての「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

平成26年4月から新たな就学支援制度が開始され所得制限を設けたことで、該当しない生徒から授業料を徴収することとなりましたが、それに伴いまして、市立銚子高校の授業料の減免制度と就学支援制度の関係を明確にするために所要の改正を行うものであります。議案をめぐっていただきまして、新旧対照表をご覧になっていただけたらと思います。これまでの規則のままでありますと、授業料減免制度を活用するのがあるいは就学支援金制度を利用するののかについては、各世帯において選択することが可能となってしまいます。そこで、事務手続きの適正化から就学支援金の受給資格を有する者については、その制度を活用し、減免制度は適用しないというように改正するものでございます。この授業料減免制度につきましては、県に準じて実施しておりますが、3月19日に県の説明会があり、その後、定例会に諮る余裕がなかったため、代決処分したものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。なにか質疑はございませんか。

【委員長】

これは結局、就学支援金ですか。

【学校教育課長】

これは、昨年12月に国で不徴収制度の改正がありまして、本年4月1日から高校へ入学する1年生については、所得制限を設けたうえで、就学支援金を支給することです。従いまして、国の制度で、授業料等を賄うということで、そういった家庭におきましては、銚子市の減免制度は活用しないということでございます。

【委員長】

昨年までは、今までの学生は、無償ですよ。今の2年生、3年生は、今度は、所得制限によって払う家庭と払わない家庭があるということですね。分かりました。

【委員長】

それでは、質疑ないものと認めます。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

【委員長】

それでは、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成26年4月銚子市教育委員会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年4月1日

署名委員 鈴木 猛 志

署名委員 八 角 憲 男